## 千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

・ご意見の一部は、趣旨を損なわない範囲で整理又は要約して掲載させていただきましたので、ご了承ください。

該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正の有無
第4章	新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず解雇され、仕事と住まいを一度に失う場合が増えていることから、まずは居住支援を進めてほしい。	本計画では、終夜営業店舗等で寝泊まりをする等ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方等不安定な生活環境にある方は、ホームレス状態に陥るリスクが高いことから、市営住宅の一時使用や住居確保給付金の支給等により、居住場所の確保に向けた支援に取り組んでいくことを掲げています。ご意見にあるような方についても支援の対象として捉え、対象者の意向を踏まえ本計画に掲げている居住支援を行っていきます。	無
第4章	福祉の支援を望まない方が、職を失うことで路上生活をせざるを得ないことがあることから、生活保護は権利であることを日ごろから市民に周知を図ってほしい。	本計画の対象は、①ホームレス、②ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や生活状況の変化等により住居を喪失するおそれのある者、③再びホームレス状態等に陥ることがないよう継続した支援を必要とする者となります。 対象者に対しては、日ごろから生活保護制度についての周知・説明を行っていきます。	無
第4章	千葉市生活自立・仕事相談センターとの連携を図り、居住支援、生活支援、 就労支援を行うこととされているが、就労が難しい方には就労訓練(中間的 就労)の場の確保が必要であるため、これらの事業者にも協力を要請する等 の対応を進めてほしい。	ご意見のとおり、就労が難しい方には中間的就労の場の確保が必要だと考えています。事業者に協力を要請する等いただいたご意見については、本計画P32に掲げている就労支援に盛り込んでいますので、本計画に沿って支援していきます。	無